

## 第2回

## 世帯類型と年金

本連載では、年金制度の現状、課題と将来像について、制度の理念や根底の考え方について、戻りつつ、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えていただきたいと思います。

今回は、保険料と年金額の計算式の基本を見たうえで、年金水準の指標として使われる「モデル年金」の性質や、さまざまな世帯類型や賃金水準に応じた年金水準について考えます。

## 1 保険料と年金額の計算式の基本

厚生年金の適用事業所に使用される方は、厚生年金被保険者（国民年金第2号被保険者）です。厚生年金に加入すると、報酬比例の厚生年金と、定額の基礎年金が給付されます。厚生年金保険料は、賃金額に基づいて設定する標準報酬月額と標準賞与額に、18・3%の保険料率を乗じて、労使で折半します。

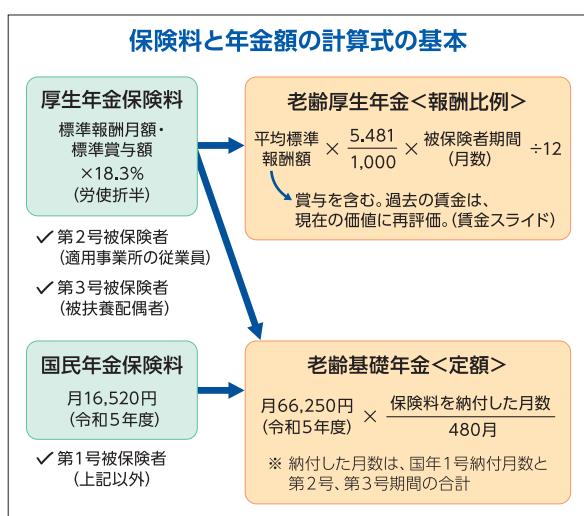
厚生年金被保険者の被扶養配偶者は、国民年金第3号被保険者です。第2号被保険者が負担した保険料は夫婦で共同負担したものと認識する規定が法律で明記されており、第3号被保険者の期間は、基礎年金の給付につながります。それ以外の方は、国民年金第1号被保険者です。国民年金保険料を納付することで、基礎年金が給付されます。国民年金保険料は、月額1,520円（令和5年度）です。

一方、年金額の計算式の基本は、老齢厚生年金は、平均標準報酬額に、給付率である1千分の5・481を乗じ、被保険者期間の月数を乗じた額が年額です。12月で割ると月額です。平均標準報酬額は、賞与を含んで全加入期間を平均

した月額であり、過去の賃金は、賃金スライドで現在価値に再評価されます。

老齢基礎年金は、40年加入した場合の満額の月額66,250円（令和5年度）に、保険料を納付した月数を乗じ、480月（40年の月数）で割った額が月額です。保険料を納付した月数とは、国民年金第1号被保険者として国民年金保険料を納付した月数（第2号被保険者）や第3号被保険者であつた月数の合計です。

月額66,250円（令和5年度）に、保険料を納付した月数と、厚生年金被保険者（第2号被保険者）や第3号被保険者であつた月数の合計です。



## 2 モデル年金の世帯の年金額

公的年金の水準を示す際に使われる「モデル年金」は、現役男子の平均的な標準報酬額で40年間厚生年金（国民年金第2号被保険者）に加入し、配偶者が国民年金第1号又は第3号被保険者であつた夫婦2人世帯の年金額です。

モデル年金の世帯の保険料負担は、現役男子の平均的な標準報酬額が月43・9万円ですので、保険料率18・3%を乗じて労使折半すると、本人負担の保険料は月額4・0万円です。

## モデル年金の世帯の年金額は、厚生年金（報酬

比例部分）の9・0万円と、老齢基礎年金の6・5万円が夫婦2人分で、月額22・0万円です。単純化すると、月額4万円を40年間納付すると、月額22万円を終身（65歳の平均余命は22年）で受け取れることになります。実際は、賃金や働き方、賃金・物価の変動やマクロ経済スライド調整等により変わるので、参考イメージです。

受給額の平均は、配偶者あり世帯の夫婦2人分で23・8万円で、月額20万円以上が約7割です。配偶者なし世帯では、男性の平均は13・9万円、女性の平均は11・6万円で、月額10万円以上が男性で約7割、女性で約6割です。

## 3 世帯の1人あたり賃金と年金額との関係

モデル年金は、片働き夫婦世帯で定義されていますが、今では、夫婦共働きが一般化し、生涯単身の方も増えています。また、第3号被保険者制度にはさまざまな意見もあります。そこで、公的年金の給付と負担の構造を、世帯類型との関係で見てみましょう。

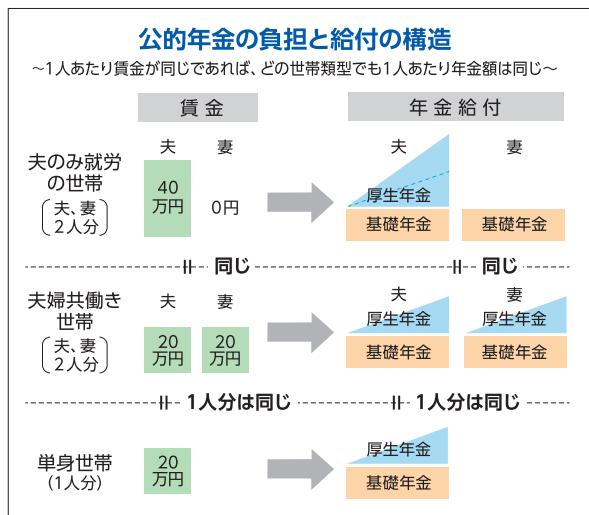
モデル年金のように、夫婦の1人が賃金40万円で働き、他方が第3号被保険者であつた場合、2人分の基礎年金と賃金40万円に応じた厚生年金が、世帯の年金です。



たか はし とし ゆき  
**高橋 俊之**

日本総合研究所特任研究員  
(前厚生労働省年金局長)

**4 モデル年金は所得代替率を測る尺度**  
「所得代替率」とは、現役世代の平均手取り収入額に対する65歳時点の年金額の比率です。モデル年金の世帯は、男子平均賃金43・7万円の片



一方、夫婦2人で20万円ずつ稼いだ場合も、2人分の基礎年金と賃金40万円に応じた厚生年金が、世帯の年金です。どちらも、1人あたりでは、1人分の基礎年金と賃金20万円に応じた厚生年金となり、同じです。

また、単身で20万円稼ぐ人の年金は、1人分の基礎年金と賃金20万円に応じた厚生年金であり、これもまた同じです。

このように、夫婦片働き世帯、夫婦共働き世帯、単身世帯とも、「1人あたりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも1人あたりの負担と給付は同じ」になる構造です。

平成16年の年金制度改正で、将来の保険料の高騰を防ぐために、平均余命の伸びと被保険者数の減少に応じて、給付水準を少しづつ調整していく「マクロ経済スライド制度」が導入されました。

しかし、その場合でも、給付水準の下限が法律で定められており、今後の財政検証で、モデル年金の所得代替率が今後5年間に50%を下回る見込みとなつた場合には、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとされています。また、その際には、給付と負担の在り方にについての検討を行い、所要の措置を講ずることとされています。

図では、横軸に世帯1人あたり賃金月額を乗じて計算し、世帯の年金額は22・0万円（1人あたり11・0万円）ですから、現在のモデル年金の所得代替率は61・8%となります。

働き世帯（1人あたり21・9万円）であり、手取り賃金は賃金に可処分所得割合0・814を乗じて計算し、世帯の年金額は22・0万円（1人あたり11・0万円）ですから、現在のモデル年金の所得代替率は61・8%となります。

次に、モデル年金以外のさまざまな世帯類型の年金水準を見てみましょう。

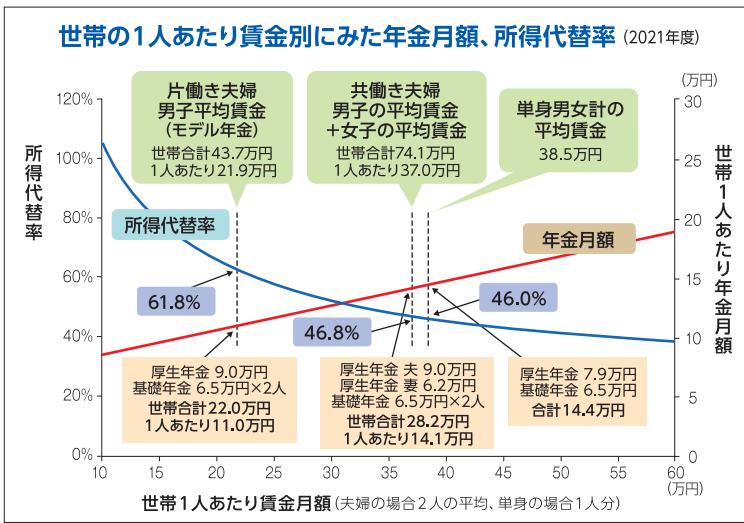
## 5 賃金水準に応じた年金水準

夫婦共働きで、夫が男性の平均賃金43・7万円、妻が女性の平均賃金30・3万円で働いた場合は、世帯の賃金は74・1万円（1人あたり37・0万円）で、世帯の年金額は28・2万円（1人あたり14・1万円）です。所得代替率は46・8%です。また、男女を含めた平均賃金38・5万円の片

单身男女計の平均賃金38.5万円

方、定額の基礎年金と報酬比例の厚生年金の2階建て構造ですから、公的年金には所得再分配機能があり、賃金水準が高ければ、年金額は増えますが、所得代替率は低くなる仕組みです。

率は46・0%です。  
図では、横軸に世帯1人あたり賃金月額をとり、赤い線が世帯1人あたり年金月額（右目盛り）、青い線が所得代替率（左目盛り）です。  
世帯1人あたりでみると、片働き、共働き、单身という世帯の形には関係なく、世帯1人あたり賃金の額に応じて、世帯1人あたりの年金額が決まることが分かります。



【この記事の詳しい説明は、筆者の日本総合研究所の研究員紹介のページに掲載しています。「日本総合研究所 高橋俊之」でwebを検索してください。】